

平成29年12月定例会 少子・高齢福祉社会対策特別委員会の概要

日時 平成29年12月20日(水) 開会 午前10時 4分
閉会 午前11時51分

場所 第2委員会室

出席委員 中屋敷慎一委員長
清水義憲副委員長
美田宗亮委員、白土幸仁委員、小川真一郎委員、須賀敬史委員、長峰宏芳委員、
浅野目義英委員、石川忠義委員、井上航委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 藤林富美雄委員

説明者 [福祉部]
田島浩福祉部長、知久清志福祉部副部長、牧光治地域包括ケア局長、
小池要子少子化対策局長、真砂和敏福祉政策課長、加藤誠社会福祉課長、
根岸章王障害者福祉推進課長、和泉芳広障害者支援課長、
金子直史地域包括ケア課長、谷澤正行高齢者福祉課長、関口修宏福祉監査課長、
高島章好少子政策課長、西村朗こども安全課長

[保健医療部]
芦村達哉疾病対策課長

[産業労働部]
仲田孝幸就業支援課副課長、竹内正明産業人材育成課副課長

[教育局]
金子功特別支援教育課長

会議に付した事件

障害者の自立支援について

井上委員

- 1 県内に特例子会社はどれくらいあるのか。また、その数は増えているのか、減っているのか。
- 2 特例子会社を増やしていくことは、障害者の就労支援の有効な手段と考える。資料12ページからの「2 障害者の就労支援」には、企業が障害者を雇用する際のサポートは記載されているが、特例子会社を増やすことには触れられていない。県は、特例子会社の増加を図る施策を行っているのか。
- 3 当委員会では、北海道北広島市にある北海道はまなす食品株式会社を視察した。この会社は、北海道庁が主導し、コープさっぽろなどが協力して平成5年に設立され、全国から多くの視察が訪れる会社である。現在の主な株主構成は、コープさっぽろが45パーセント、北海道が25パーセント、札幌市が10パーセント、北広島市が5パーセント、北洋銀行が3パーセントとなっており、現在、コープさっぽろの特例子会社である。この会社のように、埼玉県が株主となっている特例子会社は存在するのか。
- 4 埼玉県内にもコープ組織はあるが、県はコープ組織と連携した障害者雇用促進の取組を行っているのか。
- 5 北海道はまなす食品株式会社の目玉商品は納豆である。販路拡大に力を入れており、首都圏の高級スーパーでも取扱いがあるだけでなく、海外進出も果たしている。埼玉県では、障害者雇用を進める会社が全国に事業展開したり、海外進出に臨んでいる事例はあるのか。
- 6 資料12ページの「(1) 就労支援策の概要」の図を見ると、障害者雇用開拓員、障害者雇用チャレンジ推進員、障害者雇用サポートセンター、埼玉県障害者職場定着支援センター等が多種多様な場面で連携しながら、就労支援策を進めていることが示されている。このように細分化して対応するより、ワンストップ化した方が、一人一人の障害者に寄り添えるのではないかと。一般就労では、就職や転職を支援するサービスなどのいわゆる人材ビジネスが当然になっている。これらの民間のサービスでは、一人の社員が就業希望者の面接から企業開拓、就業後のサポートまで行うことが珍しくない。こうした背景も踏まえて、ワンストップ化についての考え方を聞かせてもらいたい。
- 7 本県の課題であった若年者の就業や定着化について、人材派遣会社と連携した紹介予定派遣制度の活用により、課題の解決を図った事例があったと把握している。今後、障害者雇用の分野においても民間の人材サポート会社と連携する考えがあるのか。

就業支援課副課長

- 1 現在、特例子会社は県内に25社あり、ここ数年は毎年1社から2社程度増加している。
- 2 特例子会社を増やすことは、障害者雇用を増やすために有効な施策である。県では、障害者雇用サポートセンターが、特例子会社設立について具体的な助言を行っているほか、既に認定された特例子会社の見学ツアーを行うなど、県内企業に特例子会社への関心を高めてもらうための施策を行っている。
- 3 現在、埼玉県が株主となっている特例子会社は存在しない。
- 4 コープでは、150人を超える障害者を雇用しており、県の障害者雇用に大変貢献していただいている。平成25年には知事表彰をしたが、現在のところ、コープとの個別

具体的な連携はない。

- 5 海外展開している特例子会社としては、羽生市にある曙ブレーキ工業株式会社の特例子会社であるあけぼの123株式会社、上尾市にあるUDトラックス株式会社の特例子会社などが該当する。
- 6 ワンストップ化については、障害者雇用サポートセンター、精神障害者雇用拡大チーム、障害者雇用チャレンジ推進員は、密接な関係があるため、既に1つの事業者へ委託して一体的に実施している。また、障害者雇用開拓員、障害者雇用サポートセンター、埼玉県障害者職場定着支援センターは、連携を密にすることが大事であるため、北浦和合同庁舎の同じフロアに隣り合わせで入って情報を共有している。また、県も加わって情報交換会を定期的に行うことで、縦割りにならないように気を付けている。
- 7 御指摘のとおり、若年者向けには、紹介予定派遣制度を取り入れた「わかもの仕事チャレンジ事業」を行っている。障害者の雇用に関しては、委託事業は企画提案方式により事業者を決定しており、人材サポート会社が参入することも可能である。県として連携する考えを否定しているわけではない。

井上委員

- 1 特例子会社について、東京都に本社がある企業が多い中、本県としては、県内に本社がある企業の特例子会社設立をもっとプッシュしていくべきと考えるが、何か施策はあるか。
- 2 北海道が北海道はまなす食品株式会社の株主になっている事例のような、都道府県が特例子会社に出資している例はレアケースなのか。また、方法論として、本県が特例子会社の株を持つことをどう考えるか、施策の方向性を伺う。
- 3 コープ組織と我が会派の意見交換を通じて、コープ組織は障害者雇用非常に力を入れているという印象を受けた。県とコープとの連携は今のところないとのことだが、連携を打診する考えはないのか。
- 4 障害者就労支援については、3つの部門で連携を取りながら障害者雇用を推進する体制であるとのことだが、ワンストップ化と比較してその体制の強みは何か。
- 5 民間の障害者雇用専門の人材サポート会社では、インターネットを利用して求職や障害の状況を登録し、その上で面接を行うなどのノウハウを確立している。県の取組において、民間にはできない取組がもしあれば教えてもらいたい。

就業支援課副課長

- 1 御指摘のとおり、本社が県外の場合、事業所が県内にあっても障害者雇用率は県外でカウントされてしまう。県内本社の特例子会社を増やすことが、雇用率アップに有効であることは、県としても承知している。今後は、障害者雇用サポートセンターの業務を委託する際に、仕様書に特例子会社への支援を明記するなど、積極的に取組を進めていきたい。
- 2 都道府県が特例子会社の株主になることについては、全国的な調査はしていないが、余りない事例だと思う。
- 3 コープには障害者雇用に貢献していただいている。ほかの事業でも協力してもらっており、今後、コープとの意見交換の場において、障害者雇用も含めて幅広く意見交換していきたい。
- 4 3つの部門のうち、障害者雇用開拓員は県の非常勤職員である。県職員が直接雇用率未達成の企業を訪問して障害者雇用について働き掛けることは、しかるべき行政機関が

訪問するという点であり、企業側の意欲を高め、取組を促すという点では効果が上がっている。また、3つの業務を一本化して受託できる団体が、現状ではなかなかないため、3つに分かれているという事情もある。

- 5 民間の障害者雇用のサービスが進んできていることは認識している。本県と民間の人材派遣会社との連携については、若年者や女性、高齢者の就労支援事業で既に多くの事例がある。今後、障害者の就労支援においても連携を検討していきたい。

井上委員

- 1 都道府県が特例子会社の株主になる形態で特例子会社を増やしていく方法については、今後の課題として検討していただきたい。(要望)
- 2 障害者雇用に積極的な企業を、埼玉県障害者雇用優良事業所として認証し、広く紹介する取組がある。しかし、これから目指していくべき理想的な在り方は、障害者を雇用していることが売りなのではなく、北海道はまなす食品株式会社の事例のように、その企業の独自の商品やサービスなどが注目され、結果的に、実は障害者雇用も進めており、障害者が陰で貢献していることが分かるということだと考える。こうした在り方を目指してほしいが、考えを伺いたい。

就業支援課副課長

- 2 現在、企業は人材不足の状況にあり、障害者雇用がその解消に役立っている例もある。例えば、農福連携事業として、小鹿野町にある株式会社アグリカルチャーセンターでは、きのこの栽培を行っている。きのこの採取などの単純な収穫作業は、障害者に非常に向いており、企業にとっても単に雇っているだけではなく、人手不足の解消というメリットになっていると聞いている。このような成功事例をPRしていく必要があると考えている。

美田委員

- 1 資料4ページの「(2)ホームヘルプサービスや短期入所事業の充実」によると、市町村に対して負担金や補助金を交付しているとあるが、ホームヘルプサービスの介護給付費の県負担割合はどうなっているのか。
- 2 資料5ページの「(3)住まいの場の確保」によると、グループホーム入居者の家賃の負担軽減として毎月1万円を上限に軽減するとあるが、グループホーム入居の必要月額は一般的にどのくらいか。また、軽減は低所得の障害者に限るとあるが、低所得者とは、市民税や県民税が免除されている方ということか。
- 3 資料6ページの「(4)日中活動の場の確保」によると、主な取組として事業所の創設や改築・大規模修繕に対する補助とあるが、人件費等の運営に対する補助はないのか。
- 4 資料6ページの「(4)日中活動の場の確保」の現状の表を見ると、事業所数が大きく増えていることが分かるが、各サービスの利用希望の状況は把握しているのか。

障害者支援課長

- 1 負担割合は国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっている。
- 2 グループホーム入居の必要経費は、1か月当たりおおむね6万5,000円である。低所得者とは、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯である。
- 3 事業所の運営については、障害者総合支援法に基づく給付費があり、負担割合は国2分の1、県4分の1、市町村4分の1となっている。

- 4 入所施設のように利用申請に基づき待機者を把握する仕組みはないため、現時点での正確な数字は把握していない。需要の把握については、各市町村が3年ごとに障害者支援計画を作成する際に見直すサービス見込量が目安になると考えている。

美田委員

地元でも、事業所が増えてはいるが、放課後等デイサービスはすぐ満員になってしまい、需要は相変わらず高い。県としては、サービス見込量で需要を把握するだけでなく、サービス需給の地域格差の是正にも取り組むべきではないか。

障害者支援課長

事業所数は、県全体では増加しているが、地域によっては事業所が少ないところもある。県としては、事業所が不足している地域の市町村と協議の上、各地域の社会福祉法人などへ事業参入の声掛けを行うほか、市町村に対しては、未利用地や未利用建物を活用して事業者へ参入を促す方法を提案するなどの働き掛けを行っていく。

小川委員

- 1 今後、グループホームの需要は高まると考える。例えば、土地利用について、グループホームが建設しやすくなるような規制緩和などの方向性を、県として打ち出すことはできるか。
- 2 農村部などでグループホームを建設する場合、周囲から理解が得られないことがある。このようなことを緩和したり、受け入れてもらいやすくなるような県の施策は考えられないか。

障害者支援課長

- 1 グループホームは、障害者やその親にとって地域で生活する拠点として非常に重要なものであり、県としても整備を進めていく。グループホームの建設に当たっては、都市計画における規制が掛かることがある。例えば、市街化調整区域に立地する場合、開発審査会にかけると必要があるほか、建築基準法の規制や、安全面ではスプリンクラー設置等の消防の許可が必要など、いろいろな基準がある。市街化調整区域での開発については、一昨年、福祉部と都市整備部が連携して、グループホームを開発審査会の対象とする新たな基準を設けた。
- 2 中には、地元の理解がなかなか得られないといったケースもあることから、障害者への理解を深めるため、様々な啓発活動を進めている。また、都市整備部と連携して、県営住宅の空き住戸を活用したグループホームの整備をモデル的に始めている。グループホーム整備については、事前に地元の方や自治会に丁寧に説明をして理解を得てから行うことで、円滑に受け入れていただいている事例がある。このような取組をモデルケースとして、市町村へ情報提供などを行っていきたい。

小川委員

先ほど、グループホーム入居の必要経費の額についての質疑があり、1か月当たり約6万5,000円との答弁があった。県北の農村地域であれば、グループホーム入居の必要経費は、もっと安くなると思う。市街化調整区域の問題などもあるが、障害者福祉の観点から、もっと大きな視野を持って整備を促進してほしいがどうか。障害者のためということであれば、地域も歓迎してくれると考える。

障害者支援課長

福祉部としては、グループホームをもっと多く整備していきたいが、一方で、都市計画の観点からは、市街化調整区域における市街化抑制の必要性もある。委員の御意見については、都市整備部へ伝えていく。

金子委員

- 1 資料4ページの「(2)ホームヘルプサービスや短期入所事業の充実」によると、レスパイトケア事業の平成28年度年間利用件数が延べ1,892人日とあるが、対象人数は何人か。また、この事業の対象者がいる市町村全てが事業を実施しているのか。
- 2 資料7ページの「(5)障害児・者入所施設の確保」を見ると、各施設の入所待機者が非常に多く、しかも年々増加していることが分かる。一方で、施設の数はこの5年間でほとんど変わっていない。待機者解消に向けて今後どのように取り組むのか。特に、医療型障害児入所施設の重症心身障害児の待機者は36人いるが、解消に向けて今後どのように取り組むのか。

障害者支援課長

- 1 レスパイトケア事業の対象は超重症心身障害児・者であり、対象者数は、平成29年4月に実施した市町村調査によると128人である。また、対象者がいるが、事業を実施していない市町村は4つある。これらの市町村に確認したところ、県外の施設を利用するなどしているとのことだが、地元の施設利用が望ましいとも考えられるため、事業の実施について直接働き掛けていく。
- 2 入所待機者数は増えているのが現状である。入所待機者の解消のためには、施設整備が必要であり国庫補助金の活用が欠かせない。しかし、国は、地域移行の観点から入所施設を原則として作らないという方針を示しており、なかなか採択されないのが現状である。県としては、国の方針とは異なるが、地域で生活できることは理想であっても、強度行動障害や重複障害により施設でないと生活が難しい障害者もいる現実的な問題を踏まえ、入所施設は必要と考えている。このため、国に対して補助案件が採択されるように要望を続けていく。医療型障害児入所施設については、岩槻区の小児医療センター跡地に新たな施設ができる予定である。これが来年度に運営を始めた後の様子を見ながら、整備の必要性について検討をしていきたい。

金子委員

- 1 入院時のヘルパーの利用については、平成30年度から一部の重度障害者に例外的に認められるようになるとのことだが、重度心身障害児や医療的ケア児の入院時のヘルパーの利用については、県としてどのように考えているのか。
- 2 小児医療センター跡地に新たな施設ができるとのことであるが、既にある医療型障害児入所施設を支援して、受入れを増やしていくことなどは検討しているのか。

障害者支援課長

- 1 制度改正により来年4月から認められた入院時のヘルパー派遣については、意思疎通が困難な一部の重度障害者に限られている。制度改正の経緯としては、院内で意思疎通が困難な場合があると、適切な医療が提供できないといったことが理由である。対象者を更に拡大することについては、医療制度に関するものであるため、医療関係部局や関係機関等から意見を聴きながら、国へ要望することについて検討していく。

- 2 医療型障害児入所施設の定員を増加するには、新たな施設を建てたり職員を雇用するなど費用がかかる。国は入所施設の創設には慎重であるので、事案があれば定員増を要望していきたい。

金子委員

国は地域移行を進める方向であり、入所施設を原則として作らないとのことだが、既存施設の増床であれば認められるのか。

障害者支援課長

国は、入所施設について定員を削減すべきという考え方であり、増床も認めないのが原則であるが、県としては、必要性があれば国へ要望していきたい。

中川委員

- 1 異次元の高齢化が進む中、障害者手帳所持者も異次元で増えていくと考えられる。2025年でも2030年でもいいが、障害者手帳所持者数について長期推計をしているのか。
- 2 県は障害者サービスのほとんどを民間に担ってもらっている。先日、県内で送迎車に利用者を残して死亡させる事例があったが、これを教訓とした課題は何か。
- 3 県立嵐山郷は老朽化が進んでいる。施設の老朽化はやむを得ないところもあるが、機能が老朽化しており、建てたときのまま無理やり使用している。建替えはすぐには難しいと思うが、職員の勤務環境や利用者の生活水準が高まるような手立ては、いつまでに講じる考えなのか。
- 4 障害者虐待防止のためリーフレットの配布や研修を行っているとのことだが、リーフレットの配布や研修実施だけでは虐待は防止できない。どうすれば虐待を防止できるのか。
- 5 資料12ページに民間企業の障害者雇用率が記載されているが、今後これらの現状を県民にも示していくことを考えれば、県庁の障害者雇用率も記載すべきではないか。また、知事部局以外も含めて障害者雇用率の達成見込みを教えてほしい。
- 6 県庁舎にある障害者のアンテナショップは、とてもではないが県の障害者施設が参考にするような売店ではない。どうしてあのままにしておくのか。いつ専門的な手立てを講じるのか。

障害者福祉推進課長

- 1 障害者手帳所持者数の長期推計は出していない。精神障害者保健福祉手帳は就職のために取得する人が増えているなど、3種類の手帳全体としては増加傾向にあり、この傾向は今後も続いていくものと考えている。
- 6 アンテナショップ「かつぽ」の狙いは、自ら作ったものを対面で自ら販売するという障害者の職場体験が主である。ただし、「かつぽ」の責任者からは、経営改善についての相談を受けているので、今後協議していく予定である。

障害者支援課長

- 2 上尾市内で発生した事案について、現在分かっていることは、運転手が降車時の確認をしていないこと、出欠の確認が取れない者がいることを認識した職員が複数いたにもかかわらず、所在の確認をしなかったということである。このような事案は、どこの事

業所でも起こり得ることを踏まえ、発生した場合と未然に防止している場合の紙一重の違いを考える必要がある。これは、障害者サービスに携わっている個々の職員の意識の有無という根源の問題であると考え。県が一斉に事業所宛ての注意喚起通知を出しただけでは、個々の職員にはなかなか認識されない。単に注意喚起をするだけでなく、事案の分析を行い、どのような問題があるのかを事業者が集まる場できちんと説明するようにしたい。

- 4 虐待は、虐待者と被虐待者が一対一となるような密室で行われやすい。県が実施している施設従事者向けの虐待防止研修は、担当職員、管理者、現場のマネージャーなどの階層別に、それぞれの立場において虐待防止に取り組んでもらう内容になっている。虐待は判明しづらい面があるが、虐待の事実いかにかわらず、疑わしい場合には様々な方に通報してもらい、それを基に県と市町村が事業者を指導していく中で、事業者が虐待に気が付くこともある。そのようなことを繰り返しながら、虐待防止の文化を作っていかなければならないと考えている。

社会福祉課長

- 3 嵐山郷は昭和51年の建設であり、41年が経過している。障害児・者の福祉については、施設での生活支援から地域での自立支援への移行が大きな目標となっているが、高齢化した障害者や医療的ケアが必要な障害者が多くなっており、県立施設である嵐山郷は地域におけるセーフティネットという重要な役割を果たす必要がある。建替えまでにはあと十数年必要となるが、こうした視点を持って、必要な修繕を行いながら機能の見直しを図っていきたい。

就業支援課副課長

- 5 御指摘を踏まえ、今後は資料の記載を改善する。今回の資料には間に合わなかったが、先週発表された直近の障害者雇用率は、民間企業は2.01パーセントと法定雇用率を上回った。また、県の知事部局等の機関は2.62パーセント、教育委員会は2.21パーセントといずれも法定雇用率を達成している。

中川委員

- 1 障害者手帳所持者数の推計なくして、どのように今後の予算を組んでいくのか。県全体では異次元の高齢化と言っている中で、障害者についてはいつまでに推計を出すのか。
- 2 県は施設への査察・点検を行っているが、県職員はそれ以外にどの程度、福祉施設を見に行っているのか。査察で県職員が来ても、施設は、問題ない、大丈夫だと言うに決まっている。平常時の状況を確認することが大事だと思うが、どう認識しているのか。

障害者福祉推進課長

- 1 医学の進歩や高齢化に伴う65歳以上の障害者の増加など、障害者の増加には様々な要因がある。翌年度の予算編成は、障害者の増加率を勘案して行っている。しかしながら、長期的な推計を把握するのは困難である。これは、計画なしに施策を進めているということではなく、障害者手帳は申請に基づいて交付するものであり、人口動態や高齢者数の増加から導き出されるものではないということである。

障害者支援課長

- 2 今、福祉部職員が現場を見る機会が少なくなっており、職員が現場を知らないとの批

判も多々受けている。人間関係が構築できれば、補助事業の実施も円滑に進むという面もある。補助事業の現場で話を聴くことや、関係団体との意見交換等の機会をなるべく設けて、施設を見に行くよう職員を指導していきたい。

中川委員

長期的な推計を把握するのは困難だというが、そのようなことから公務員批判が起こる。障害者を持つ親は、人口が減り、高齢者が増える社会の中で、自分が死んだら我が子はどうなるのかと不安を感じている。障害者手帳所持者数の推計を出すことの何が問題なのか理解できない。少なくともこれくらいにはなるはずだという推計すら出さないということか。

障害者福祉推進課長

親亡き後に困らないようにするサービスや給付事業は重要と認識している。手帳は、申請に基づくものであり...

(何事か言う人あり)

委員長

中川委員に申し上げる。答弁の途中でそれをさえぎるように意見を述べるのではなく、最後まで聞いてから発言を行うようにお願いします。答弁の続行を求める。

障害者福祉推進課長

長期推計を出さないからといって、給付やサービスを行わないということではない。推計を出すことによって数字が一人歩きしない方がいい。御指摘のとおり、人口減少もあるし、医療の進歩も考えられる。そのような中、今後の推計を出すのは困難であるということである。

中川委員

先ほどのような答弁のやり方を、後列の部下職員の方は参考にしてほしくないという思いから発言してしまった。必要なサービスは行っていくとのことだが、今後財源が厳しくなっていく中で、将来推計もせず、どうしてサービスを行っていくと言えるのか。現在行っていることだけではなく、新たに県として取り組まなければならないことも出てくるはずであるが、先ほどのような答弁でいいのか。

障害者福祉推進課長

推計として数を出すということが、新規事業の実施や事業継続を検討する際の全てではない。障害者のためになることはやっていきたい。

委員長

確認するが、長期推計はしていないということによいか。

障害者福祉推進課長

そのとおりである。

石川委員

- 1 資料6ページの下の表の現状によると、平成28年度の障害児通所支援事業所は586か所、定員6,898人であるが、これは放課後等デイサービスのみということでしょうか。
- 2 放課後等デイサービスについては、居住する市町村以外に設置されているものを利用することはできるか。

障害者支援課長

- 1 障害児通所支援事業所には、就学児が通う放課後等デイサービス事業所と、就学前の児童が通う児童発達支援事業所がある。
- 2 居住する市町村以外の事業所に通うことは可能である。

石川委員

放課後等デイサービス事業所と児童発達支援事業所はそれぞれ何か所あるのか。

障害者支援課長

就学児が通う放課後等デイサービス事業所が321か所、就学前の児童が通う児童発達支援事業所が72か所、この双方を併設する多機能型事業所が193か所の、合計586か所である。

石川委員

放課後等デイサービス事業所は321か所あるとのことだが、年々増えているのか。

障害者支援課長

放課後等デイサービス事業所は年々増えている。ちなみに、平成27年度は264か所であった。

石川委員

居住する市町村以外にも通うことが可能とのことだが、先ほど、各市町村が利用見込みを策定しているとの答弁があった。これを合算すれば、全県の利用見込みが分かるということでしょうか。

障害者支援課長

そのとおりである。障害者支援計画は3年に1回改訂しており、市町村では平成30年度からの計画策定に向けて、利用見込みを検討しているところである。

石川委員

放課後等デイサービス事業所については、障害児の保護者が立ち上げているケースもある。また、地域をまたいで利用しているケースもある。利用者の地域偏在のため、経営に困っている事業所も多いと思うが、こうした現状を把握しているか。

障害者支援課長

放課後等デイサービスについては、基準を満たせば民間企業が自由に参入できる状況であることから事業所数が多く、利用者を取り合うということもある。また、地域によって

は、利用者が偏在しているところもあると認識している。

石川委員

これから各市町村が策定する計画には、県も関わることができるという理解でよいのか。例えば、経営が立ち行かない事業所について、何か対策が盛り込まれるのか。

障害者支援課長

地域によっては、競争状態になっているところもあると思うが、経営がうまくいっていない事業所へのてこ入れについては、現時点では考えていない。

石川委員

事業所へのてこ入れというより、利用ニーズの高い地域を今後把握した際に、利用希望者に対して、ニーズが低い地域の事業所の空き状況などを周知することにより、利用を促すことはできるのではないか。

障害者支援課長

放課後等デイサービスの利用については、市町村が窓口となっている。市町村には、希望者に対して地域を越えて事業所の空き状況を紹介するように、働き掛けていきたい。

白土委員

資料1ページの「1 埼玉県内の障害者手帳所持者」によると、障害者手帳の所持者は増加傾向にある。そのうち、身体障害者手帳については、一度取得すると更新期限はないが、精神障害者保健福祉手帳については2年で更新が必要である。更新期限があることで、適切な手帳所持につながっている面があると考えるが、身体障害者手帳所持者は、自然減以外には減少しないのが現状である。あってはならないことではあるが、障害の程度が改善されたのに所持し続けたり、そもそも虚偽の診断書により不正に手帳を取得するなどの事例はないのか。不正所持があって一番困るのは、身体障害者手帳を持っている身体障害者の方である。不正所持を防ぐ対策をどのように行っているのか伺う。

障害者福祉推進課長

御指摘のようなことは絶対にあってはならない。障害者にふだんから接する関係者などに対し、研修会において手帳の適正化を説明するなどの取組を行っている。

白土委員

北海道では、数百人が医師と結託をして身体障害者手帳を不正取得した事件があったが、そのようなことに対しての対策はしているのか。

障害者福祉推進課長

基本的には、身体障害者の方は、重症度が上がったり亡くなることはあっても、状態が改善することはほとんどない。そういった意味では、ふだん接している方がよく見てあげることが必要である。手帳の取得だけではなく、障害者等級についても、適正なものになっているかも含めて見ていく必要があると考えている。

白土委員

基本的には、医師が診断書を作成し、それに基づいて手帳の交付を判断すると思うが、医師が虚偽の診断書を作成することがないとはいえない。このことについての対策はしているのか。

障害者福祉推進課長

診断書は、どんな医師でも作成できるわけではない。身体障害者福祉法に基づき、手帳の交付に必要な診断書を作成できる指定医師を、審査会において慎重に指定している。また、指定医師を対象に研修会も行っている。こうしたことで不正が行われないように担保している。